

## **[事案 27-138] 契約無効請求**

・平成 27 年 12 月 28 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時、保険のような預金と説明されたことなどを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 5 月に 70 代の高齢者夫婦がそれぞれ契約した養老保険について、契約時、募集人から、保険のような預金と説明され、3 年経過した段階で解約すると元本割れするなどの説明は一切無かったことから、契約を無効としてほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人が、約款上の重要事項について事実と異なる説明を行ったとは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。